

令和2年第4回安城市議会定例会請願文書表

令和2年12月1日

番 号	請 願 第 3 3 号	受理年月日	令和2年9月23日
件 名	議会及び議員は説明責任を果たすこと、説明責任について議長は通達を出すこと、及び説明責任の不誠実な対応の回避について条例に定めることを求める請願		
提 出 者	高 田 徳 子 他3名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和2年9月定例会において議員の発言内容について説明を求める請願第6号から第28号を議会に提出させていただきました。</p> <p>この請願の提出に至るまでに、令和2年6月定例会で自治基本条例関連の請願第1号から第4号における総務企画常任委員会委員の発言、及び二村守議員の反対討論、さらには平成27年12月定例会における請願第3号と第4号について野場慶徳議員による反対討論について、議会基本条例第5条2項に従い『意見交換会』の設置を大屋明仁議長に要求したところ、大屋明仁議長から「各議員個々に対応してほしい」とご指示がありました。</p> <p>そして、そのご指示に従い、各議員に質問書を提出させていただきましたが、指示を出された大屋明仁議長をはじめ、誰一人として返答がありませんでした。</p> <p>そのような状況のもとで、白山松美議員を紹介者として令和2年9月議会に請願第6号から第28号を提出することとなりました。</p> <p>しかし、これらの請願についても議会はまったく説明責任を果たさないままに否決され、我々住民はいまだに議会及び各議員から説明を聞くことができていません。</p> <p>議会基本条例第2条3項には『開かれた議会』『情報の公開』が明記され、第3条5項には『情報の共有』『説明責任』が明記されています。</p> <p>さらに、この『説明責任』は自治基本条例第10条2項にも明記されています。</p> <p>その他、議会基本条例第2条2項に『議会は、市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるため、市民参加の機会を図り、(後略)』とあり、これは自治基本条例第10条1項にも同様な条文があります。</p> <p>さらに、議会基本条例第3条2項に『議員は、市政の課題及び市民の多様な意見を把握し、誠実に職務の遂行に努めるものとする』と明記されています。</p> <p>ここまで議会基本条例、自治基本条例に議会・議員の責務が明記されているのに、議会及び各議員はどのような理由で住民の問い合わせにまったく回答されなかったのでしょうか。</p> <p>議会基本条例第2条2項にある議会の責務、及び議会基本条例第2条1項、及び自治基本条例第10条1項のもと、たとえば、市長や市職員が住民の問い合わせを無視し続けた場合、たぶん議会及び議員の皆様は住民のためにそれを看過されることは無いと信じてますが、それがなぜ議会及び議員の無視行為には許されるのでしょうか。</p> <p>さらに申し上げるならば、議員の皆様が住民の立場だった場合、議員に何度も問い合わせをしたのに、その議員からは一切返事がなかったとしたら皆様はどのように思われるのでしょうか。</p>		

そもそも、議員の皆様は住民からの票と税金で活動しておられ、さらには法令遵守の義務も負っておられるわけですから、そのようなことは許されないものと考えます。

しかし、なぜ安城市議会では許されるのでしょうか。

まずは以上について明確な説明を求めます。

安城市は自治基本条例が示すように『市民参加』を奨励しています。

私どもはその市民参加に基づき議会基本条例と自治基本条例にある『意思決定の内容及び過程の説明』を求めています。安城市議会が上記のような状況の中、私どもはどのようにしたら議会及び議員から説明をしていただけるのか明示していただきたい。

そして、大屋明仁議長から全議員に『住民からの問い合わせについて誠実に対応することを求める通達』を出していただき、それに反する議員に厳格な対応ができるように議会基本条例、又は議員政治倫理条例に定めていただくことを求めます。

請願事項

議会及び議員の責務、さらには市民参加の観点からも議会及び議員の住民に対する誠実で丁寧な対応は不可欠なものであると考え、以下の3点を要求します。

- 1 請願の趣旨にもあるように、いまだに説明がされていない事項について明確に説明していただくこと。
- 2 市民参加の要である住民などからの問い合わせ等に、丁寧で誠実な対応をするように大屋明仁議長から各議員に通達を出していただくこと。
- 3 上記2の通達に反する場合は、議会として厳格な対応ができるように議会基本条例又は議員政治倫理条例に定めていただくこと。

なお、以上3点は一度に全て行っていただきたいということではなく、できるものから順次実行していただければ良いと考えております。

要

旨